

難病対策地域協議会の設置状況等について

(1) 設置状況

区分	設置済	未設置	
		平成30年度 設置予定	未定
東京都	1	－	－
特別区	5	3	15
多摩地区	7	－	－
東京都保健所	5	－	－
保健所設置市	2	－	－
合計	13	3	15

(疾病対策課調べ)

(2) 具体的な協議内容や取組（例示）

開催テーマの一部を抜粋

- 各機関における難病患者支援の取組状況と課題
- 災害時等の要支援者対策
- 人工呼吸器使用者の災害への備え
- 医療依存度の高い在宅療養者の支援
- 難病患者の就労支援
- 難病対策地域協議会における取組の方向性

難病法における難病対策地域協議会

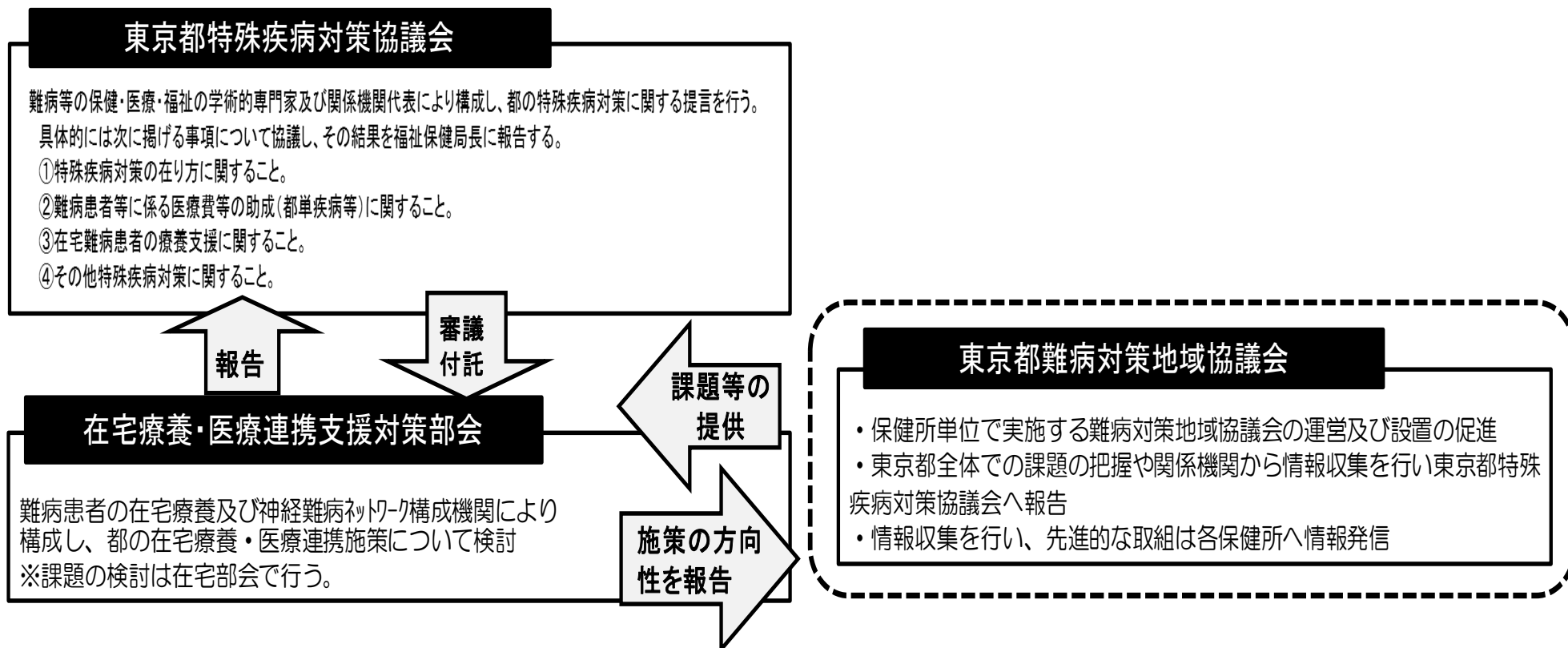
平成27年1月1日 難病の患者に対する医療等に関する法律施行(難病法)

第三十二条

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めるものとする。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

都における難病対策地域協議会の概要



(※実施主体)

東京都では、疾病対策課(都庁)及び東京都保健所(多摩地区)5か所において実施するほか、特別区及び保健所設置市(八王子市、町田市)について、各自治体において実施する。